



平成 30 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 大和ハウス工業株式会社
 (コード番号 1925 東証第一部)
 代表者名 代表取締役社長 芳井 敬一
 問合せ先 上席執行役員 IR 室長 山田 裕次
 電話番号 (06) 6342 - 1400

当社取締役会の実効性評価の結果の概要について

当社は、平成 29 年（平成 29 年 1 月から平成 29 年 12 月までの期間を対象）における取締役会の実効性の評価を実施いたしましたので、その結果の概要を下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役会の実効性評価について

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために制定した「コーポレートガバナンスガイドライン」に基づき、平成 27 年より毎年、取締役会の実効性評価を実施しております。平成 29 年の取締役会の実効性評価につきましては、評価プロセスを外部機関の協力を得たうえで、取締役会において自己評価を実施いたしました。

	前回まで	今回
最終評価主体	取締役会（自己評価）	（変更なし）
評価プロセス	<u>自社にて実施</u>	<u>外部機関の協力により実施</u>
評価方法	アンケート形式	（変更なし）

2. 実効性評価の結果の概要について

当社では、アンケート方式での取締役による自己評価、監査役会・取締役会により、取締役会全体の分析・評価を行っております。

平成 29 年においては、外部機関の協力を得てアンケートを実施し、回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。外部機関からの集計結果の報告を踏まえたうえで、取締役会の構成、意思決定プロセス、業績管理等の取締役会の運営状況、社外取締役へのサポート状況、取締役の職務執行状況等を確認した結果、当社取締役会の実効性は十分確保されているものと評価いたしました。

一方、取締役会の構成の多様性や変化し続ける経営環境に対する必要な知識の習得等の課題についても共有いたしました。

当社は今後も、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために取締役会の実効性と経営システムの向上に努めてまいります。

3. 当社コーポレートガバナンスガイドラインの一部改正について

当社は、平成 27 年 5 月 27 日に「コーポレートガバナンスガイドライン」を制定・公表し、毎年、取締役会の実効性評価とともに、コーポレートガバナンスガイドラインに定める各項目につき自己レビューを行うことにより、経営システムの総点検を行っております。

今回実施した自己レビューにおいて、ガイドラインの条文についても一部見直しを行いましたので、お知らせいたします。

(改正内容) 第 37 条（ステークホルダーとの良好・円滑な関係） 〈顧客価値〉
 高品質な商品を持続的に提供するため、事業所に対する監査・確認方法を変更したことに伴い、条文を変更するものです。

※当社コーポレートガバナンスガイドラインについては、当社ウェブサイトに掲載しております。
<http://www.daiwhouse.com/ir/governance/>

以 上